第四条第一項中第三十三号を第三十七号とし、第十一号から第三十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の四号を加える。

十一　法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の二第六項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十二　法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十三　法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十四　法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。

第四条第二項ただし書中「前項第二十四号及び第二十五号」を「前項第二十八号及び第二十九号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十八号及び第二十九号」を「第十号まで、第十一号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号から第十五号まで、第十七号、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」に改め、同項第七号中「（法第九十一条第二項」を「、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項」に改め、同項第十号ただし書中「第三十六条第一項」の下に「、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第二十四号及び第二十五号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

第六条第三項第五号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に改め、「による許可」の下に「若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定」を加え、同号を同項第六号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

四　法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。

第六条第四項第一号中「第十一号」を「第十五号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第七条第八号中「第三十三条第二項第一号」を「第三十三条第二項第二号」に改める。

第十七条中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改める。

第十九条の三の次に次の三条を加える。

（指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額）

第十九条の三の二　法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可を」とあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可を」とあつては、電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（総合評価占用入札の手続）

第十九条の三の三　道路管理者は、法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札（以下この項において「総合評価占用入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価占用入札に係る申出のうち占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利なものを決定するための基準（以下この条において「総合評価落札者決定基準」という。）を、法第三十九条の二第二項第七号の入札の実施に関する事項として入札占用指針において定めなければならない。

2　道路管理者は、総合評価落札者決定基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3　道路管理者は、前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該総合評価落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価占用入札に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用）

第十九条の三の四　前条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十二号（法第三十九条の四第四項の規定による落札者の決定に係る部分に限る。）に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

第十九条の十一第一項中「第四条第一項第十三号」を「第四条第一項第十七号」に改める。

第三十条の五中「第四条第一項第二十二号」を「第四条第一項第二十六号」に改める。

第三十八条の三第一項中「第八号」を「第十二号」に改める。

第三十九条第二項第七号中「第十九条第三項第六号」の下に「（第十九条の三の二において準用する場合を含む。）」を、「徴収しないこと」の下に「（占用料の額の最低額の下限の額を定めることを含む。）」を加える。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第八条第七項の規定による委託に基づき行う事務に係る事務取扱費

第十二条の見出しを「（占用料の額及び徴収方法等）」に改め、同条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第三十三条の規定により会社管理高速道路又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十九条の二第五項の規定による占用料の額の最低額に関する道路法施行令第十九条の三の二の規定の適用については、同条中「同条第一項本文中」とあるのは「同条第一項本文中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社管理高速道路等」という。）と、」と、「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」と、「同条第三項中」とあるのは「同条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と、「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、」とする。